

## 加算（減算）等届出一覧表（提出方法・必要書類）

### 【訪問リハビリテーション】

#### 1 届出が必要な加算の内容、提出方法、必要書類

- 加算を算定しようとする場合には、事前に市に対して次の届出の提出が必要です。（届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。）
- 加算の体制が変更となる場合においても、改めて市に届出を提出してください。
- ★ 運営規程（料金表）については、添付して提出する必要はありませんが、各事業所において必ず加算項目の追加・削除を行ってください。

<p><b>【届出書類等】</b>                  ※該当する加算の添付書類のほかに右記の書類を提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>加算届出書</u></li> <li>・ <u>体制等状況一覧表</u></li> <li>・ <u>加算届管理票（届いた旨の返送が必要ないならば不要）</u></li> <li>・ <u>返信用封筒（110円切手を貼り返信先の宛名を明記してください。届いた旨の返送が必要ないならば不要）</u></li> </ul>
--	---

- 加算ごとに、次の書類を届出に添付してください。

加算等名称	添付書類	備考
0 LIFEへの登録	・なし	※登録している場合のみ
1 高齢者虐待防止措置実施の有無	・なし	
2 業務継続計画策定の有無	・なし	
3 リハビリテーションマネジメント加算（イ・ロ） 【介護給付のみ】	・なし	
4 リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明 【介護給付のみ】	・なし	
5 口腔連携強化加算	・口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）	
6 移行支援加算 【介護給付のみ】	・訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書（別紙20） ・評価対象期間に利用者が通所介護等へ移行したことがわかる書類	加算（取下げを含む。）の届出は、 <u>毎年3月15日</u> が締め切りです。
7 サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ）	・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-2）	
8 上記加算の取下げ	・なし	

## 2 届出時期

算定開始月の前月15日が締切りです。

（例：令和7年6月1日から加算を算定しようとする場合 → 令和7年5月15日までに届出）

## 3 郵送の際の留意点

必要書類は控えを取り、事業所で保管してください。

（宛先） 〒 238-8550 横須賀市小川町11

横須賀市 指導監査課 居宅介護サービス担当 行

## 4 加算届の受理書について

- 受理書は、再発行しませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管してください。  
〔受理書は、市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。〕
- 受理書は、同封された返信用封筒にて返送します。
- 加算届管理票の添付がないと受理票を発行しませんので、必ず添付してください。
- 介護情報サービスかながわの掲載情報の変更は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。

☆ 郵送用ラベル：こちらをコピーの上、使用されると便利です。



238-8550

横須賀市小川町11

横須賀市指導監査課居宅介護サービス担当御中

<加算届在中>